

春日井市議会議長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体又は個人が主催する大会等に対する春日井市議会議長賞（以下「議長賞」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 議長賞の交付対象は、文化、商工業等の振興その他市民の福祉の向上に寄与する事業であって、市内で開催、若しくは参加者又は対象者が主として春日井市民である次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、春日井市議会議長（以下「議長」という。）が特に必要と認める場合、この限りではない。

- (1) 公共団体、公共的団体又はそれに準ずる団体が実施する事業
- (2) 市が支援している団体が実施する事業
- (3) 前2号以外の団体、企業等が実施するもののうち、公益性があり、営利を目的としない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認める場合は、交付対象としないものとする。

- (1) 宗教的又は政治的な意図又は目的があり、議長賞交付により議会の中立性を損なうおそれがある場合
- (2) 営利的又は売名的な意図又は目的がある場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 特定又は少数の者のみを対象としている場合
- (5) 団体又は組織への加入等の勧誘目的がある場合
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなる場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付対象として議長が不適當と認める場合

(申請)

第3条 議長賞の交付は、申請に基づいてこれを行うものとする。

2 議長賞の交付を受けようとする者は、議長賞交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を議長に提出しなければならない。

3 議長賞の交付を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の組織に関する書類
- (2) 主催者の活動状況に関する書類

(3) 事業内容に関する書類

(4) 事業の収支予算に関する書類（参加者等から入場料・出品料等を徴収する場合に限る。）

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める書類

4 前項の申請は、議長賞の交付決定を希望する日の20日前までに行うものとする。

（決定）

第4条 議長は、議長賞の交付の申請に対する可否を決定したときは、その旨を議長賞交付決定通知書（第2号様式）又は議長賞交付不決定通知書（第3号様式）により、速やかに前条の申請を行った者に通知するものとする。

（内容変更）

第5条 議長賞の交付決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに議長賞交付事業変更届（第4号様式）を提出し、変更内容を議長に報告しなければならない。

（実施報告）

第6条 決定者は、議長賞の受賞者決定後、速やかに議長賞交付事業実施報告書（第5号様式）を提出し、受賞者を議長に報告しなければならない。

（取消し等）

第7条 議長は、議長賞の交付決定後であっても、当該事業について申請内容に偽りがある場合又は第2条第2項に該当すると認める場合は、決定を取り消すことがある。

2 議長賞を交付した事業に、前項に規定する交付を取り消すべき事由が判明した場合は、その後当該決定者又は当該事業に対する議長賞の交付は、原則として行わないものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

議 長 賞 交 付 申 請 書

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

所 在 地
団 体 名
申請者 代 表 者
担 当 者
電 話

次の事業の実施に当たり、春日井市議会議長賞の交付を申請します。

事 業 名	
表彰式日時	
表彰式会場	
主 催 者	
参加・出品者数	人 うち春日井市民 人
参 加 者 等 （ 見 込 ）	参加者又は対象者[] 人 うち春日井市民 人
事業の目的 及 び 内 容	
希望する交付数	点
関 係 資 料	1 主催者の組織に関する書類 2 主催者の活動状況に関する書類 3 事業内容に関する書類 4 事業の収支予算に関する書類（入場料・出品料等を徴収する場合） 5 その他（ ）
備 考	1 他の後援等依頼先（ ） 2 その他（ ）

※交付の決定を待たず無断で諸印刷物等に名義を掲載いたしません。

第2号様式（第4条関係）

議長賞交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けの申請については、次のとおり議長賞を交付することに決定しました。

1 事業名

2 表彰式日時

3 表彰式会場

4 交付数

5 条件

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
- (2) 議長賞の受賞者を決定した時は、速やかに報告すること。
- (3) 申請内容に偽りがある場合又は次のいずれかに該当すると認める場合は、決定を取り消すとともに、今後の議長賞交付は行いません。
 - ア 宗教的又は政治的な意図又は目的があり、議長賞交付により議会の中立性を損なうおそれがある場合
 - イ 営利的又は売名的な意図又は目的がある場合
 - ウ 公序良俗に反する場合
 - エ 特定又は少数の者のみを対象としている場合
 - オ 団体又は組織への加入等の勧誘目的がある場合
 - カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなる場合
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、交付対象として議長が不適當と認める場合

第3号様式（第4条関係）

議長賞交付不決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けの申請については、議長賞を交付しないことに決定しました。

1 事業名

2 表彰式日時

3 表彰式会場

4 理由

第4号様式（第5条関係）

議長賞交付事業変更届

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

所在地
団体名
申請者 代表者
担当者
電 話

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、
次のとおり変更がありましたので届けます。

事業名	
表彰式日時	
表彰式会場	
交付決定数	点
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

第5号様式（第6条関係）

議長賞交付事業実施報告書

年 月 日

(宛先) 春日井市議会議長

所在地
団体名
申請者
代表者
担当者
電話

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、
次のとおり終了しましたので報告します。

事業名	
表彰式日時	
表彰式場所	
主催者	
交付決定数	点
受賞者	【例】ポスターの部、市議会議長賞 ○○○○
関係資料	
備考	